

令和7年1月7日
(照会先)
経営企画部総合戦略室
オンラインビジネス統括グループ長 三浦 誌
(電話直通 03-6861-8124)
経営企画部広報室 広報室長 清野 秀明
(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

# オンラインサービスのサービス拡充について

日本年金機構では、お客様の利便性向上を図るため、事業所向け及び個人向けのオ ンラインサービスを提供しています。

令和7年1月から各種オンラインサービスのサービス内容を拡充し、更に便利にご利 用いただけるようになりました。

1 事業所向けのオンラインサービスのご利用範囲の拡大

日本年金機構では、社会保険に関する情報や通知書を電子送付する「オンライン事業 所年金情報サービス」を令和5年1月から開始していますが、これまで、サービスをご利 用いただける対象者は、GビズIDをお持ちの事業主の方に限定されていました。

令和7年1月からは、電子証明書をお持ちの事業主の方及び社会保険労務士の方に ついてもサービスをご利用いただけるようになりました。

手続き方法やサービスの内容等は、【別添1】又は日本年金機構ホームページ(下記リンク先)をご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\_jigyousho.html

2 個人向けのオンラインサービスのサービス拡充

ねんきんネットやマイナポータルの年金に関するサービスについて、以下の拡充を 行いました。

各種サービスの手続き方法やサービス内容等の詳細は、別添のリーフレット又は日 本年金機構ホームページ(下記リンク先)をご覧ください。

(1)年金受給手続きにおける電子申請の拡大

令和6年6月より、年金の未加入期間がないなど、一定の条件を満たす方を対象 に「老齢年金請求書」を電子申請で提出できるサービスを開始していますが、令和7 年1月から以下の届書を新たに電子申請の対象に追加しました。

- 老齢年金請求書(65歳前から老齢年金を受け取っている場合)
   申請方法等は、【別添2】又は下記リンク先をご覧ください。
   <u>https://www.nenkin.go.jp/denshibenri\_kojin/denshibenri\_rorei/denshi</u>
   <u>rorei65/rorei65\_seikyu.html</u>
- ② 年金生活者支援給付金請求書
   申請方法等は、【別添3】又は下記リンク先をご覧ください。
   <u>https://www.nenkin.go.jp/denshibenri\_kojin/denshibenri\_rorei/denshi</u>\_shienkyufukin/shienkyufukin\_seikyu.html
- ③ 年金受取機関変更届
   申請方法等は、【別添4】又は下記リンク先をご覧ください。
   <u>https://www.nenkin.go.jp/denshibenri\_kojin/denshibenri\_rorei/denshi</u>
   <u>uketorikikan/uketorikikan\_shinsei.html</u>
- (2)ねんきんネットによる相談の開始(試行実施)

電話や年金事務所窓口での相談が難しい、海外にお住まいの方や身体等に障害 がある方を対象に、ねんきんネットにログインし、相談事項を入力していただくことで、 後日、日本年金機構から回答を行うサービス(試行実施)を開始しました。

利用方法等は、【別添5】又は下記リンク先をご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/onlinebunshosodan.html

- (3)その他のねんきんネットの機能改善
  - ねんきんネットから年金事務所窓口における年金相談のネット予約を行うこと ができる機能の追加
  - (2)保険料の納付実績や将来の年金見込み額等をお知らせする、「ねんきん定期 便(電子版)」を更新したことをマイナポータルへお知らせする機能の追加
  - ③ 年金見込み額試算画面の改善

※ねんきんネットの利用方法やサービス内容は、下記リンク先をご覧ください。 <u>https://www.nenkin.go.jp/n\_net/</u>

# 事業主の皆さまへ

# 令和7年1月から「オンライン事業所年金情報サービス」は より多くの方が利用できるようになりました!

# オンライン事業所年金情報サービスとは?

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

# 【受け取り可能な主な情報】

名称	内容	
保険料納入告知額・ 領収済額通知書	料納入告知額・ 社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と 済額通知書の領収額をお知らせする通知書です。	
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。	
福書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報 ※届書作成プログラムは日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書 成・申請できるソフトウェアです。		
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。	

# オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

連絡不要で、定期的に受け取りが可能 1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を 受け取れます。これまでのように情報が必要になる 度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。

# いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで確認できます。 また、担当者間での情報共有が容易になります。



### 簡単に電子申請が可能 被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、 簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・

紙よりも早く受け取り・確認が可能

確認することができます。

# 令和7年1月から電子証明書をお持ちの方や社会保険労務士の方も利用可能に!

# ○事業主の方向け

これまではGビズIDをお持ちの方のみサービスの利用が可能でしたが、電子証明書をお持ちの方もサービスの利用が可能になりました。

# ○社会保険労務士の方向け

社会保険労務士の方も被保険者データの受け取りが可能になりました。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。



申込み方法は 裏面をご確認ください。

# オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法



〈 受付時間 〉月~金曜日:8:30~19:00 / 第2土曜日:9:30~16:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

○管轄の年金事務所でもお問い合わせをうけたまわります。

※ 050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

# ご不明な点等は日本年金機構ホームページをご覧ください

# ① 動画で確認

電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。 以下のURLまたは二次元コードから視聴できます。





③ Q&Aで確認

てください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi shohenkou.html

よくあるお問い合わせに関するQ&Aを、日本年金機構

ホームページに掲載しています。ホームページの

トップ画面から、年金O&Aを選択し、「年金O&A

(個人向けオンラインサービス)」からアクセスし

# ② 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談 チャット」が、24時間いつでも対応しています。 日本年金機構ホームページのトップ画面「相談 チャット総合窓口」からご利用ください。

# 電話でのお問い合わせ



受付時間】	<b>寸時間】 月曜日 8:30~19:00</b> ※ 050から始まる電話番号な		※ 050から始まる電話番号からの発信は (東京) 03 - 6700 - 1165
	火~金曜日	$8:30\sim17:15$	(采示) 05-0700-1105 ※ 通常の通話料金がかかります。
	第2土曜日	$9:30 \sim 16:00$	※ 発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください

- 休日明けや、お客様のお手元にご案内が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。
- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
- 土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、年末年始(12月29日~1月3日)はご利用いただけません。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金 番号も必要となります。 一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165(ナビダイヤル)」もご利用いただけます。
- ナビダイヤルは、全国一律の通話料金でご利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

# 窓口でのご相談・手続き(インターネット予約または電話予約)

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相談をご利用ください。

※ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。 ※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

【予約相談の申込方法】

① インターネット予約(詳細はホームページをご確認ください。)

### 年金相談予約サイトにアクセス

【ネット予約の受付時間】

8:00~23:30 (土日を含む)

※ システムメンテナンスによる 停止を行うことがあります。





2 電話予約

上記の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。 ※ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。 ※翌営業日以降の日時からご予約いただけます。

# 老齢年金の請求手続きは スマートフォンで電子申請をご利用ください!

65歳前に老齢年金を受け取っている方が、65歳から老齢基礎・厚生年金を受け取るための請求手続きは、 スマートフォンで電子申請することができます。ぜひ電子申請をご活用ください。









# 電子申請の手順

# マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインし、トップ画面を 「おかね」までスクロールし、「年金」をタップ します。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り 開始」をタップします。



### 老齢年金の申請

「老齢年金請求書(65歳前から老齢年金を受け取っていた場合)」の届書をタップし、画面の案内に従い 申請を行ってください。 ※老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を繰り下げる場合、今回老齢年金請求書の申請は不要です。

			④ 繰下げ請求の確認画面	
1	注意事項	注意事項を確認します。 問題がなければ、	注意事項 ▶ 事前確認	
		<ul><li>     次へ をタップします。     </li></ul>	注意事項(繰下げ) <-> 繰下げ確認	
			基本情報 ▶ 内容確認 ▶	
2	事前確認	すべての事前確認事項に回答します。	電子署名 ▶ 申請完了	
		回答後、 次へ をタップします。		
(3)	汪怠爭項(繰下け)	線トけ請求*の注意事項を確認します。	赵华/(y-)	
		※ 受け取る年金額を増額するため、66歳以降の希望 する時期に請求すること	65歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取るケース (いずれも縦下げしない)	
	◆只 ┳ ノニジア 歩 三百	場下げ詰むの有無を選択します。 「	特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金	
4	繰下げ唯認	森下り 前水の 有無で 選択 しよ 9。 それぞれ の 会け取り ちの イメージ 図 と 選択 古法 け	老齡基礎年金	
		ちページをご覧ください。	3eCO	
			1 65歳から両方の年金を受け取る (いずわち線下げしたい))	
(5)	基本情報	氏名や住所等の基本情報を確認・登録後	(01941:Big 11) (0/401)	
0		▶ 次へ をタップします。	2 65歳から老齢基礎年金のみを受け取る (老齢厚生年金は繰下げする)	
		画面に表示された氏名・住所等に変更がある場合は、		
		別途手続きが必要です。	3         65歳から老齢厚生年金のみを受け取る (老齢基礎年金は繰下げする)	
6	内容確認	入力した内容が画面に表示されるので、	66等以際に西方の午全を受け取る	
_		誤りがないかを確認します。誤りがなければ、	4 (いずれも繰下げする)	
		▶ 電子署名を付与して申請する をタップします。		
			<ul><li>○ 茶へ</li></ul>	
電	子署名			
1	画面の案内に従って、	ご自身で設定した署名用電子証明書		
パスワード(英数字6桁~16桁)を入力します。				
② スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。				
老齢年金の申請が完了!				
● 電子申請した請求書の処理状況は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することが				
できます。				
● 受付日から1~2か月後に郵送する「 <b>年金決定通知書・支給額変更通知書」</b> により年金の支給額を				
お知らせします。				

※ 65歳から老齢年金を受け取る方は、65歳になる誕生月の末日までに請求手続きを行ってください。手続き が遅れた場合、65歳以降の年金の支払いが一時的に止まることがあります。

### 老齢年金の繰下げ請求について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、65歳で受け取らずに66歳以後75歳までの間で、繰り下げて増額した年金を請求す ることができます。これを「繰下げ請求」といいます。 線下げ請求をした時点(月単位)に応じて、受給権発生年月日から繰下げした月数ごとに0.7%年金額が増額され、そ の増額率は生涯変わりません。(たとえば、70歳時点では42%、75歳時点では最大84%増額されます。) 増額された年金は、繰下げ請求した月の翌月分から受け取ることができます。 なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を繰り下げる方法のほか、いずれか一方のみ繰下げし、もう一方は本来の 受給開始時期から受け取る方法も可能です。

※ 老齢基礎年金のみを繰り上げて受け取っている方は、老齢厚牛年金を65歳から受け取るか、66歳以降に 繰下げ請求するかを選択できます。申請手順及び表示画面に関しては、日本年金機構のホームページに 説明と動画を掲載しています。以下のURLまたは二次元コードから、ご確認ください。

# ○ 繰下げ請求について、以下のいずれかの方法を選択してください。



確認・登録に進んでください。

2

ステップ3



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_shohenkou.html

特別支給の老齢厚生年金	老齡厚生年金	
	老齡基礎年金	
65歳		

		繰下げによる増額分	
寺別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金	
老齢基礎年金			
65歳 66歳			

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金		
		老齡基礎年金	
		繰下げによる増額分	
65歳 66歳			

### 今回お手続きは必要ありません。75歳までにご自身が希望する 時期に年金の請求手続きを行ってください。

※ 手続き方法については、上記のURLまたは二次元コードから、 日本年金機構のホームページをご確認ください。



・各種通知書(年金振込通知書や年金額改定通知書等)の閲覧および再交付申請ができます。



# 電子申請の手順

# 雷子署名

ステップ1

ステップ2

ステップ3

(1)

- ① 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書 パスワード(英数字6桁~16桁)を入力します。
- スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。

ないかを確認します。誤りがなければ、

() 電子署名を付与して申請する をタップします。

# 年金生活者支援給付金の申請が完了!

- 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理状況」は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から 確認することができます。
- 日本年金機構において市町村から提供された所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件 を満たしているかを判定し、請求書の受付日から1~2か月後に結果を郵送でお知らせします。

# ご不明な点等は日本年金機構のホームページ をご覧ください

#### 動画等で確認

日本年金機構のホームページで電子申請のご利用方法の説明 動画やQ&A等を公開しています。

以下のURLまたは二次元コードからご利用ください。

電子申請 年金生活者支援給付金 q



#### ② 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャッ ト」が、24時間いつでも対応しています。 日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総 合窓口」からご利用ください。

[ 年金生活者支援給付金を請求する

● 提出期限

【別添3】

# ご不明な点等は日本年金機構ホームページをご覧ください

# 動画で確認

電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。 以下のURLまたは二次元コードから視聴できます。





③ Q&Aで確認

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_shohenkou.html

# ② 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談 チャット|が、24時間いつでも対応しています。 日本年金機構ホームページのトップ画面「相談 チャット総合窓口」からご利用ください。

よくあるお問い合わせに関するQ&Aを、日本年金機 構ホームページに掲載しています。 ホームページのトップ画面から、年金Q&Aを選択し、 「年金Q&A(個人向けオンラインサービス)」から アクセスしてください。

# 電話でのお問い合わせ



# 0570-05-1165 全国一律の通話料金でご利用いただけます。 通話料定額プランの対象外です。

ナビタイヤル® 050から始まる電話番号からおかけになる場合 (東京) 03 - 6700 - 1165

月曜日※1 【受付時間】 火~金曜日 第2土曜日※2 9:30~16:00

8:30~19:00 ※1 月曜日が祝日の場合は、 翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。 ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、 12月29日~1月3日はご利用いただけません。

- 発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。
- 休日明けや、お客様のお手元にご案内が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。

8:30~17:15

● 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

# 窓口でのご相談・手続き (インターネット予約または電話予約)

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相談をご利用ください。 ※ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。 ※ 本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

#### 【予約相談の申込方法】

① インターネット予約(詳細はホームページをご確認ください。)



#### 電話予約





050から始まる電話番号からおかけになる場合 (東京) 03 - 6631 - 7521

月~金曜日※ 8:30~17:15 ※土・日・祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。 【受付時間】

# 年金の受取機関変更の手続きは スマートフォンで電子申請をご利用ください!

いつでもどこでも、 簡単に手続きできます!

郵送の手間も切手代も 不要です!

# ●スマートフォンによる電子申請を行った場合、紙の年金受給権者受取機関変更届の提出は不要です。

### ◆事前にご準備いただくもの スマートフォン マイナンバーカード 8.2 番号 花子 8.4 00年回年412年01日の香港779 -● 署名用電子証明書パスワード(英数字6桁~16桁)

※パソコンでも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

# ◆事前に以下の設定が必要です。

- ✓ マイナポータルの利用者登録 ………………………… 1 へ
- ✓ マイナポータルとねんきんネットの連携 …………… 3 へ
- 1 マイナポータルの利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

- ④「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の案内に従い入力・選択します。

# 「公金受取口座」の登録

2

- し、「公金受取口座」を選択します。

#### 3 マイナポータルとねんきんネットの連携

- し、「年金」をタップします。







# 電子申請の手順

# マイナポータルからねんきんネットにログイン

- マイナポータルにログインし、トップ画面を 「おかね」までスクロールし、「年金」をタップ します。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り 開始」をタップします。



#### 年金受取機関変更届の申請

「年金受取機関変更届」の届書をタップし、画面の案内に従い申請を行ってください。

~				判由	
(1)	注意事項	注意事項を確認します。問題がなければ、	≡	🍘 ねんきんネット	Ð
			×=a-		כידעם
			注意事项	▶ 事前確認	Þ
ා	<b>車前</b>	すべての事前確認事項に回答します。	基本情報	▶ 口座情報	Þ
e	チリル圧動の		内容確認	▶ 電子署名	Þ
			申請完了		
		※ 年金生活者支援給付金の受け取り状況によって、 ③基本情報画面に表示される内容が異なります。	受取金融 (基本情報)	発閉(口座)を変更する 服務認・登録)	
			基本情報の入	ħ	
3	基本情報	氏名や住所等の基本情報を確認・登録し、	項目名	申請内容	
		受取金融機関を変更する年金等を選択します。	基础年金番号	1234-567890	
		詳しくは右頁をご覧ください。	生年月日	昭和45年 7月10日	
		※複数の年金を受け取っている方は、指定した年金の	受給權者氏名	年金 太郎	
		受取金融機関のみを変更することが可能です。	受給權者氏名 カナ	ネンキン タロウ	
4	口座情報	振込口座情報を入力後 🕑 🕵 をタップします。	受取金融機関	を変更する年金の選択	
			受取金融機関を変	更する年金を選択してください。	
~				受け取っているすべての年金 の受助金融編集を変更する	
5)	内容確認	人力した内容が画面に表示されるので、誤りが			
		ないかを確認します。誤りがなければ、		<u>指定した年金</u> の受取金融機関を変更する	
		● 電子署名を付与して申請する をタッブします。			
_					
申請手順は日本年金機構のホームページでもご案内しています。 (詳しくはこちら 二次元コードからホームページにアクセスし、「個人の方の電子申請(年金受給権者受取機関変更届)」					

をご確認くたさい。説明動画も公開しています。 《日本年金機構ホームページ》 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\_shohenkou.html



2

電子署名



- 電子申請した請求書の処理状況は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することがで きます。
- 手続きから1か月程度は、変更前の口座に年金が振り込まれることがあります。このため、変更後の口 座へ年金が振り込まれるまでの間は、念のため変更前の口座は解約しないようお願いします。

#### 年金の受取機関変更に関する注意事項

- 公金受取口座を年金の受取口座に指定している場合 公金受取口座の登録口座を変更したとしても、年金の受取口座は変更されません。 年金の受取口座を変更する場合は、「年金受給権者受取機関変更届」をご提出いただく必要があります。
- 共済組合等から年金を受け取っている場合 共済組合等から受け取っている年金についても、「年金受給権者受取機関変更届」を提出することで、受取口座 を変更することができます。

※ 平成27年10月1日以降(被用者年金一元化後)に受給権が発生した年金が対象です。

○ 複数の年金を受け取っている場合や年金生活者支援給付金を受け取っている場合 「年金受給権者 受取機関変更届」を提出することで、複数の年金・年金生活者支援給付金の受取口座を一括して 変更することができます。また、受取口座を変更する年金等を指定して一部の年金等の受取口座のみを変更するこ ともできます。具体的な申請方法は下記をご覧ください。

(1) 年金・年金生活者支援給付金の受取口座をすべて変更する場合

- 年金生活者支援給付金を「受け取っていない」場合 「受け取っているすべての年金の受取金融機関を変更 する」を選択し、画面下の () 🔊 をタップします。
- 年金生活者支援給付金を「受け取っている」場合 「受け取っているすべての年金と年金生活者支援給付 金の受取金融機関を変更する」を選択し、画面下の

### (2) 年金・年金生活者支援給付金の受取口座を一部変更する場合

- 年金生活者支援給付金を「受け取っていない」場合
- 1 「指定した年金の受取金融機関を変更する」を選択 します。
- ② 年金コードの入力欄に、変更を希望する年金の「年 金コード」(半角数字4桁)を入力します。 入力後、画面下の 🕞 🔊 をタップします。

#### ● 年金生活者支援給付金を「受け取っている」場合

- 「指定した年金・年金生活者支援給付金の受取金融 機関を変更する」を選択します。
- ②「指定した年金の受取金融機関を変更」をチェック します。
  - ※1 「年金生活者支援給付金」の受取口座を併せて変更する 場合は、「年金生活者支援給付金の受取金融機関を変 更」を併せてチェックします。
  - ※2 「年金生活者支援給付金」の受取口座のみ変更する場合 は、「年金生活者支援給付金の受取金融機関を変更」の みをチェックします。
- ③年金コードの入力欄に変更を希望する年金の「年金 コード」(半角数字4桁)を入力します。 画面下の 🕞 🔊 をタップします。
  - ※「年金生活者支援給付金」の受取口座のみ変更する場合 は、年金コードの入力は不要です。



ステップ

ステップ

ステップ3



年金生活者支援給付金を <u>「受け取っていない」</u>場合

受取金融機関を変更する年金の選択		
受取金階級関を変更する年金を選択してください。		
<u>受け取っているすべての年金</u> の受取金融編業を変更する		
<u>新定した年金</u> の受取金組織第全変更する		
年金コードの入力		
お持ちの年金証書や年金振込遺知(*をご確認いただき、変更を希望 する年金の年金コード(半角数字 行)を入力してください。		
主な年金コードの優観、年金証 <mark>書や年金振込通知書の年金 +</mark> コードの記載箇所はこちら		
項目名 申請內容		
年金コード1 ? ?		

年金生活者支援給付金を <u>「受け取っている」</u>場合

受取金融機関を変更する年金等の確認			
受助金融機関を変更する年金・年金生活者支援給付金を選択してく ださい。			
受け取っているすべての年金と <u>年金生活用支援船住金</u> の受取金融編纂を変更する			
指定した年金・年金生活有支援納付金の受助金融編纂を変更する			
受取金融機関を変更する年金等の選択			
指定した年金または年金生活者支援給付金のいずれか一方を変更す る場合は、変更する項目を選択し 「ください。			
※ 推定した年金と年金主活者支援給付。の両方を変更する場合は、両方の項目 を選択してください。			
<ul> <li>2 指定した年金の受取金融機関を変更</li> <li>年金生活者支援給付金の受取金融機関を変更</li> </ul>			
年金コードの入力			
お持ちの年金証書や年金振込通知(Pをご確認いたださ、変更を希望) する年金の年金コード(半角数字(行)を入力してください。			
主な年金コードの種類、年会証書や年金振込通知書の年金 コードの記載箇所はこちら			
項目名 申請内容			



海外在住の皆さま
身体等に障害のある皆さま

# ねんきんネットで 年金相談ができます



※ねんきんネットで文書相談は、海外にお住まいの方や身体等に障害がある方を対象に試行実施をしています。 その他の方は、電話等でねんきんダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。対象については今後拡大を検討しています。

※マイナポータルにログインするためには、「マイナンバーカード」および、マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)」 をご用意ください。

※サービスの利用には、事前にスマートフォンにマイナポータルアプリのダウンロードおよび、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きが必要です。 連携手続きの詳しい操作方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

ねんきんネット 文書相談



詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



利用登録方法は裏面 をご確認ください

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/n\_netsoudan.html

### 【別添5】

# 「ねんきんネット」は「マイナポータル」との連携で簡単に利用できます



# 登録方法や操作にお困りの場合は

#### ■相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「ねんきん チャットボット」が、24時間いつでも対応しています。 日本年金機構ホームページトップ画面の「ねんきん チャットボットが疑問にお答えします」からアクセス してください。

# ■ ホームページで確認



https://www.nenkin.go.jp/n\_net/



2

■お電話で確認(ねんきんネット専用番号)

# 🧾 0570-058-555

ナビデイヤル。 全国一律の通話料金でご利用いただけます。 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合

#### (東京) 03-6700-1144

受付時間	月曜日	8:30~19:00	
	火~金曜日	8:30~17:15	
	第2土曜日	9:30~16:00	
	※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3は		
	ご利用いただけません。		

2411 1039 002